

大阪府入札・契約制度改善検討委員会部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府入札・契約制度改善検討委員会設置要綱第5条に基づき、大阪府入札・契約制度改善検討委員会部会(以下「部会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置、組織及び所掌事務)

第2条 建設工事等部会及び物品・委託役務部会を置き、別表に掲げる者をもって構成する。

(1) 建設工事等部会は、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務について検討する。

(2) 物品・委託役務部会は、物品購入及び委託役務について検討する。

2 各部会に部会長をおく。

(1) 建設工事等部会の部会長は総務部契約局副理事とする。

(2) 物品・委託役務部会の部会長は総務部契約局総務委託物品課長とする。

3 各部会長は、会議を主宰する。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会に委員以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第3条 建設工事等部会の事務局は総務部契約局総務委託物品課で行う。

2 物品・委託役務部会の事務局は総務部契約局総務委託物品課で行う。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会で定める。

附 則

この要領は、平成17年5月20日から実施する。

この要領は、平成18年3月17日から実施する。

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

この要領は、平成26年8月1日から実施する。

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

この要領は、令和2年4月1日から実施する。
この要領は、令和2年10月1日から実施する。

別表 建設工事等部会(第2条関係)

委 員
総務部契約局副理事
総務部契約局建設工事課長
総務部契約局建設工事課参事(検査統括)
府民文化部府民文化総務課長
環境農林水産部検査指導課長
都市整備部事業管理室長
大阪港湾局泉州港湾・海岸部総務運営課長
住宅まちづくり部まちづくり戦略室タウン管理課長
住宅まちづくり部公共建築室長
教育庁施設財務課長
府警本部総務部施設課長

別表 物品・委託役務部会(第2条関係)

委 員
総務部契約局総務委託物品課長
政策企画部政策企画総務課長
総務部法務課長
総務部庁舎室庁舎管理課長
財務部財政課長
財務部税務局税政課長
スマートシティ戦略部スマートシティ戦略総務課長
府民文化部府民文化総務課長
福祉部福祉総務課長
健康医療部健康医療総務課長
商工労働部商工労働総務課長
環境農林水産部検査指導課長
都市整備部事業管理室長
大阪港湾局泉州港湾・海岸部総務運営課長
住宅まちづくり部住宅まちづくり総務課長
会計局会計総務課長
議会事務局総務課長
教育庁教育総務企画課長
教育庁施設財務課長
府警本部総務部会計課長
府警本部総務部施設課長
府警本部総務部装備課長